

令和元年6月19日現在

機関番号：32206

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K15923

研究課題名(和文) 認知症者への理解と対処能力向上のための警察官に特化したプログラム開発

研究課題名(英文) A program development specialized for police officers to improve an understanding and coping skills of dementia patients

研究代表者

山下 留理子 (Yamashita, Ruriko)

国際医療福祉大学・小田原保健医療学部・准教授

研究者番号：90380047

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：警察職員の認知症者・家族等への対応の実態、ならびに認知症に関する教育・研修の実施状況を明らかにし、警察官に特化した教育プログラム開発について検討した。家族や介護にかかわるスタッフ9人に対し、行方不明時の警察官の対応についてインタビューを実施し、質的記述的に分析した。また、全国の警察署、警察本部及び警察学校に対して、質問紙調査を行った。

一般的な認知症の理解に加え、認知症者に寄り添った実践的な内容の教育プログラムの必要性が示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

警察職員の認知症者・家族等への対応の実態、ならびに認知症に関する教育・研修の実施状況を明らかにし、今後の警察職員に対する認知症の教育プログラム開発への示唆を得た。警察職員とともに関連職種が連携し合っ、本プログラムの実施・評価を重ねていくことで、認知症になっても安心してひとり歩きを楽しめるまちづくりの推進とともに、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現の一端を担うことにつながると考える。

研究成果の概要(英文)：The study aims to clarify an actual response to dementia patients/their family and the implementation status of dementia education/training by police officers, then examined the educational program development specialized for police officers. After the study conducted the interviews with 9 staff involved with the patient's families and nursing care and asked how police officers responded when those patients were reported missing, it analyzed the results qualitatively/descriptively. The study also conducted the questionnaire survey with police stations, police headquarters, and police schools across the country.

It was suggested that a practical educational program as focusing on dementia patients would be required in addition to a general understanding of dementia.

研究分野：公衆衛生看護学

キーワード：認知症者 警察職員 理解 対処能力

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

世界に類をみない速度で人口の高齢化が進む中で、日本の 65 歳以上の方のうち、462 万人 (15%、2012 年時点の推計値) が認知症であると推計されている (朝田ら, 2013)。また、同じ調査で、軽度認知障害 (mild cognitive impairment; MCI) の方は約 400 万人 (13%、同上) と推計されている。こうした認知症とその周辺障害は年々増加しつつあることも疫学調査により明らかになっている (Ohara et al., 2017)。認知症の増加につれて、大きな問題となりつつあるのが、徘徊 (以下、ひとり歩き) によって行方不明になる人の増加である。

警察に届出される認知症者の行方不明の捜索願は 1 年間で 10,322 人にのぼり、このうち 350 人以上の死亡が確認されている (警察庁 2014)。認知症によるひとり歩きで自治体に保護され身元がわからないまま介護施設などで暮らしている人も 35 人以上存在し、保護されてから 10 年以上経過している人もいる。

こうした状況から警察職員の業務上でも認知症者への対応が重要性を増しつつあり、これらの教育・研修内容をさらに充実させていく必要がある。しかし、認知症者やその家族等が、行方不明といった日常における困りごとが生じた際、警察職員からどのような対応を受けているのか、また、警察職員が認知症者への理解と対処能力を向上するために、どのような教育・研修体制がなされているのかこれまで明らかにされていない。

## 2. 研究の目的

本研究は、警察職員の認知症者・家族等への対応の実態、ならびに認知症に関する教育・研修の実施状況を明らかにし、警察官に特化した教育プログラム開発における示唆を得ることである。

## 3. 研究の方法

### (1) 研究計画 1: 認知症による行方不明で警察職員によって保護された経験のある家族や介護職員等へのインタビュー調査

#### 研究協力者

研究協力者は、ひとり歩きにより行方不明となり、警察職員とのかかわりのあった認知症者のご家族、施設の介護職員、地域包括支援センター、自治体職員である。リクルート方法は、「認知症の人と家族の会」を通じた紹介、機縁法による協力の依頼である。いずれも身近な認知症者がひとり歩きによる行方不明で保護され、その際に警察職員とのかかわりの経験がある者とした。

#### インタビュー内容

- ・ひとり歩きで行方不明となった際、認知症者やその家族、関係スタッフに対し、警察職員の方からどのような場面でどのような対応をしてもらいましたか。その時の思いはどうでしたか。
- ・認知症者が行方不明になったりひとり歩きで保護されたりした時など、警察職員の対応で望むことはありますか。それはどのようなことですか。
- ・これからの認知症施策において、警察職員に期待することなどありますが、そのために日頃、どのような取り組みが必要だと考えますか。

#### 分析方法

インタビュー内容を逐語録に起こし、1つの意味と読み取れる箇所を抜き出し、その意味が捉えられるように要約した。さらに、具体的語りの内容の同質性を判断しカテゴリ化した。

## 倫理的配慮

調査を実施するにあたり個人情報の保護に努めること等に関して説明し、同意の得られた人を調査協力者とした。また、国際医療福祉大学研究倫理審査委員会の承認を受けた（15-T-7）。

### (2)研究計画 2： 全国の警察署・警察本部・警察学校に対する質問紙調査による横断研究

#### 対象

調査対象は、全国の警察本部（51 か所）、警察署（1,158 か所）、および警察学校（47 校）を対象とした。なお、本調査に関しては、認知症に関する教育・研修を企画・担当している職員、または、認知症行方不明者への対応に従事している職員が回答するよう依頼した。

#### 調査項目

以下の内容について、該当する項目の選択や自由記述を求めた。

- ・回答者の属性(所在地ブロック、組織種別、部署、職種)
- ・教育・研修の実施状況、実施意向、
- ・研修内容
- ・教育・研修の実施にあたっての連携機関
- ・教育・研修における工夫
- ・認知症者の行方不明者への対応に苦慮する頻度
- ・教育・研修の充実を図る必要性
- ・教育・研修における課題

#### 分析方法

分析は記述統計量の算出を行うとともに、自由記載についてはテーマ別に分類した。

#### 倫理的配慮

調査は無記名であり、返送をもって調査協力に関する同意が得られたとみなした。なお、調査は疫学研究に関する倫理指針（厚生労働省・文部科学省，2012年6月17日）に則って設計、実施した。また、調査を実施するにあたり、国際医療福祉大学研究倫理審査委員会の承認を受けた（18-10-150）。

## 4．研究成果

### (1)研究計画 1： 認知症による行方不明で警察職員によって保護された経験のある家族や介護職員等へのインタビュー調査

研究協力者9人のうち、認知症者の家族が3人、家族会代表者が1人、介護施設・地域包括支援センター・自治体職員が5人であった。

得られた語りから、警察官とのかかわりの経験がある認知症者の家族や施設職員は、警察官からの【対応ひとつによって安心感を得る】一方、【言葉や態度で不安が増強している実態】も明らかになった。また、家族や施設職員は、警察官が認知症者に対して、【尊厳をもったコミュニケーションで対応】されることを強く望んでおり、【心理的・身体的な配慮を期待】していた。そのためには、【日頃から顔の見える関係性を築くこと】が重要であると感じていた。

### (2)研究計画 2： 全国の警察署・警察本部・警察学校に対する質問紙調査による横断研究

警察本部・警察署については、49か所の回答があった。警察学校については、2か所から

回答があった。

警察本部・警察署において、教育・研修の実施状況と今後の実施意向で実施割合が高かったのは、「施設内での講演・講義型の研修」(26、53.1%)、「自治体等が主催する認知症サポーター講座への参加」(8、16.3%)、「地域のSOSネットワーク模擬訓練への参加」(4、8.2%)であった。これらは今後の実施意向も高く、それぞれ31か所(63.3%)、10か所(20.4%)、6か所(12.2%)が実施意向ありと回答していた。一方で、「認知症者や家族会との交流」、「パンフレット・リーフレットの配布」は実施している機関が少ない上、実施状況よりも実施意向が少なくなっていた。同じく警察本部・警察署における教育・研修の実施対象は、「講演・講義型の研修」は新任職員に対しての割合が高かった(76.9%)。

教育・研修内容の実施状況・実施意向については、「認知症の人と接する時の一般的な心構え」(29か所、59.2%)、「認知症とは(認知症の症状、中核症状・周辺症状など)」(24か所、49.0%)、「認知症の人と接する時の対応方法(言葉かけ、タッチングの方法など)」(24か所、49.0%)が実施割合として高く、実施意向が最も高かったのは、「警察職員としての保護をした際の対応方法」(15か所、30.6%)であった。教育・研修時の連携先としては、「高齢者を担当する自治体(市区町村)」(39か所、79.6%)、「都道府県・保健所」(33か所、67.3%)、「地域包括支援センター」(20か所、40.8%)の順で実施割合が高く、今後の連携先としては、「高齢者を担当する自治体(市区町村)」、「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会」の割合が高くなっていった(それぞれ、26.5%、26.5%、24.5%)。

認知症の行方不明者の対応頻度は、「頻繁にある」または「たまにある」と回答した機関が43か所(87.8%)であった。「全くない」という回答はなかったが、「あまりない」という回答は4か所(8.2%)であった。

教育・研修の充実を図る必要性は、「非常に感じる」または「感じる」と回答した機関が39か所(80.0%)であった。「感じない」という回答はなかったが、「あまり感じない」という回答は4か所(8.2%)であった。教育の充実性を感じない理由としては、「必要性がわからない」、「問題が発生しておらず、適切に対応しているため」、「取り扱い件数が少ない」、「独居高齢者の受け入れ施設を充実すべき」といった意見がみられた。

教育・研修における課題としては、「認知症による症状の理解」、「身寄りがない認知症者の行方不明者の対応」、「認知症者の家族に対する対応」、「対応能力の向上がみえにくいこと」、「教育・研修形式(ロールプレイング型)の導入」、「関係機関との連携」などが挙げられた。

2018年6月の警察庁発表によると、2017年の行方不明者の届出受理数のうち、認知症が原因と思われる人数は15,863人であった。本研究に着手した3年前から比較すると、約1.5倍に増加している。超高齢社会の進展、高齢者の単独世帯、高齢者のみの世帯が増加する今後において、警察職員の認知症者への対応は、ますます増加することが予測される。

一方、わが国における認知症施策は、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりが推進され、全国各地で「認知症になっても安心してひとり歩きを楽しめるまちづくり」が展開されているところである。認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図るためには、認知症の本人にとどまらず、家族らへの支援も重要となってくる。

本研究により、認知症の家族や介護職員等のケアスタッフは、警察職員の日ごろの対応に感謝をしつつ、認知症者や家族に対し、より尊厳をもった対応を希望していた。また、警察署・警察本部の職員側も、より一層の教育・研修の充実を図る必要性を感じている割合は約8割と高かった。警察職員の教育プログラムとして、病態や一般的な対応に加え、ロールプ

レイ ング等実践的な内容を盛り込んだり、独居や高齢のみの世帯で行方不明となった場合の多職種との連携方法、行方不明となったり保護されたりした時の家族への対応など、社会変化に応じた実践的な内容の教育プログラムを検討していくことの必要性が示唆された。

## 6 . 研究組織

### (1)研究分担者

氏名：谷山 牧

ローマ字氏名：：(TANIYAMA, Maki)

所属研究機関名：国際医療福祉大学

部局名：小田原保健医療学部

職名：准教授

研究者番号（8桁）：40413166

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。